

国の定める学校設置の基準

○小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

○中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

【校舎の面積】

児童・生徒数	面積(m ²)	
	小学校	中学校
1人以上40人以下	500	600
41人以上 480人以下	500+5×(児童数-40)	600+6×(生徒数-40)
481人以上	2,700+3×(児童数-480)	3,240+4×(生徒数-480)

【運動場の面積】

児童・生徒数	面積(m ²)	
	小学校	中学校
1人以上240人以下	2,400	3,600
241人以上720人以下	2,400+10×(児童数-240)	3,600+10×(生徒数-240)
721人以上	7,200	8,400

（校舎に備えるべき施設）

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室（普通教室、特別教室等とする。）

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第十条 小学校（中学校）には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。